

## 令和5年第4回定例会（会議録）

開催日	令和5年4月14日（金）
開催場所	美和公民館 2階 会議室
開催時間	午後2時00分～午後4時40分
出席委員	溝口正己、堀江徹二郎、小笠原英司、 笹野奈津子、吉川孝子
欠席委員	なし
出席者	教育長 他事務局職員8名
傍聴人	0人
議事日程	日程第1 教育長開会のあいさつ 日程第2 前回会議録の承認 日程第3 教育長の経過報告 議案第23号 後援申請について 議案第24号 あま市教育委員会傍聴人規則の一部改正について 議案第25号 特別支援学級の入退級について（非公開） 議案第26号 あま市立小中学校の休業日（県民の日学校ホリデー）について 日程第4 その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・後援申請について（報告）</li> <li>・令和5年度食物アレルギー対応に伴う給食費の減額について（報告）</li> <li>・給食センター運営委員会委員の名簿について（報告）</li> <li>・給食センター物資選定委員会委員の名簿について（報告）</li> <li>・あま市文化の杜指定管理者業務について（報告）</li> <li>・あま市スポーツ推進計画について（報告）</li> <li>・令和5年3月議会（一般質問）について（報告）</li> <li>・教育長の任命について（報告）（非公開）</li> <li>・就学援助費の受給審査について（報告）（非公開）</li> <li>・指定学校変更申請について（報告）（非公開）</li> <li>・区域外就学申請について（報告）（非公開）</li> <li>・通級児童生徒の入退級願について（非公開）</li> <li>・公文書公開請求について（非公開）</li> <li>・生徒指導（令和5年3月）について（非公開）</li> </ul>

発言者	議事の大要
教育長	【開会時刻：午後2時00分】
教育長	(開会宣言)
	日程1、教育長開会のあいさつ
	(教育長あいさつ)
教育長	日程2、前回会議録の承認
	前回の会議録を承認願います。
委員全員	(会議録に署名)
教育長	日程3、教育長の経過を報告する。
	(令和5年3月17日～令和5年3月31日の経過を報告)
	市教育委員会関係 1回
	教育長用務 2回
	学校教育課事業 2回
	生涯学習課事業 2回
	スポーツ課事業 0回
	学校給食センター課事業 0回
	市行事 14回
	市議会関係 1回
	(令和5年4月1日～令和5年4月14日の経過を報告)
	市教育委員会関係 3回
	教育長用務 1回
	学校教育課事業 4回
	生涯学習課事業 0回
	スポーツ課事業 0回
	学校給食センター課事業 0回
	市行事 4回
	市議会関係 0回
	今後の予定
教育長	(質疑等を許可)

委 員	質問ではなく、要望です。3月22日に行政改革推進本部会議が開催されました。その後に、推進委員会が開催され、その場でも話がでたことです。答申書でも記載がありますが、行政改革にあたっては、職員の意識改革が一番必要です。職員の方々には、十分周知いただき、財政状況が厳しい折、行財政改革や見直しを進めていただきたい。
教 育 長	職員には意識高く事務に当たるよう働きかけていきます。 他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	日程4、議案 3件公開 1件非公開 議案第23号「後援申請について」審議1件
教育総務課長	①「はたらくってなーに？おみせやさんごっこ」(キッズマネースクール愛知ニコニコS L校)  事業目的は、児童向けの金銭教育により、早期よりお金や働くことに興味を持ってもらい、将来の生き抜く力を育むことに貢献することです。  事業内容は、うさぎとかめの寸劇やおみせやさんの商品作成・販売体験を通じ、お金の大切さ、働くことの大変さを知ってもらうことです。  後援名義の必要な理由及び使用目的は、名義取得による団体の信頼性向上です。
	開催期間は、令和5年5月3日、13日（2日間）です。
	開催場所は、美和文化会館、七宝公民館です。
	参加者は、市内小学生1～4年生とその保護者で、各50名ほどを予定しています。
	参加料は、無しです。
	キッズマネースクールの運営は、一般社団法人日本こどもの生き抜く力育成協会が行っています。
	キッズマネースクールの後に続く愛知ニコニコS L校にあたる部分がいろいろ変わって、全国で同様の取り組みがなされているようで

	<p>す。本件では、ソニー生命のライフプランナーの方が代表をしていましたが、他の同様団体では、あるところは信金の職員、あるところは別な金融機関の職員があたっていたりしているようです。</p> <p>パンフレットを見て頂くと、申請者であるキッズマネースクール愛知ニコニコ S L 校の会長は、ソニー生命保険株式会社名古屋ライフプランナーセンター第 6 支社第 2 営業所ライフプランナーという肩書もあるのですが、アンケートの最下段には、ご記入いただきましたお客様の個人情報につきましては、ソニー生命、その関連会社・提携会社の各種商品やサービスの案内・提供のみに利用させていただきますとの記載があるところが気になるところです。</p> <p>他市の承認状況は、一宮市、岩倉市、小牧市、津島市では、昨年度に承認の実績があるとのことです。半田市では、令和 3 年度に承認の実績があるとのことです。蟹江町では、今年度に申請がなされ、審議の結果、否認となつたとのことです。否認の理由としては、営利目的につながる可能性が否定できないというものとのことです。</p> <p>(以下概略を説明)</p>
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	生命保険会社に情報提供をするということは、営利目的につながる可能性があると言えるのではないですか。除外基準の第 1 号に該当するのではないですか。
委 員	個人情報が、関連会社にも使用されると書いてある。営利目的につながると言えるのではないですか。
委 員	正直に書いてくれているので、個人情報が利用されることが分かるのだが、書かれずに利用される他のケースがあるかと心配です。
	以前から提案しているところだが、そもそも後援申請そのものを辞めてしまつてはどうかと思う。いきなり辞めるまでいかないまでも、後援申請のあり方について考える必要があるのではないかと思う。
	申請者にとって、後援名義の使用による信頼性向上しかメリットはないのではないか。あま市教育委員会が後援すれば、信頼性は増すの

	<p>であろうと考えるが、出された書類に目を通して検討しただけで、増しただけの信頼性の裏付けのある審査が出来ているのか不安です。</p> <p>許可基準では、除外規定が設けられており、営利目的、政治活動・宗教活動、暴力団、参加者の経済的負担が大きい、事業終了後も引き続き教育委員会の責任が問われるものは許可しないとあるが、提出された書類の審査だけで、これらの内容に該当していないかのしっかりととした審議ができているか不安です。</p>
	<p>承認して、当該イベントが開催された後に、実際はこうだったと分かるようなこともあるのではないかですか。</p>
	<p>個人情報の取り扱いも心配するところです。この後援申請が作られたころは、今ほど個人情報の取り扱いについて、しっかりとしていたかった時代であろうと想像するところだが、今は個人情報の取り扱いについては、非常に慎重に取り扱う必要があると言えます。</p>
	<p>後援申請制度そのものが必要か否かをいつか検討、審議していただいて、あま市教育委員会は後援名義の許可を出さないという決定をするくらいの話し合いができたらと考えます。</p>
委 員	<p>無くしてしまうというのは、極端な意見と言えるかもしれないが、受付をする事務局職員の方には、引き続きしっかりとした調査や、他市状況の聞き取り等を行っていただきたい。</p>
委 員	<p>後援じたからと言って、優遇があるわけでもなく、お金が出るわけでもない。後援名義の許可について、そもそも必要なのかという視点で、他市状況も気にしていただきたい。</p>
	<p>今すぐ辞めてくださいと言うつもりはない。しかし、後援名義の許可を得て得られる信頼性に値するほどの審査や調査が出来ているのか心配するところです。そして、将来どうするのか話し合いを継続していただきたいと考えるものです。</p>
教育総務課長	<p>以前と比較してではありますが、申請時に聞き取りを行ったり、ご審議いただぐに当たって、必要であれば追加で聞き取りを行ったり、隣自治体の状況を調査させていただいたりは行っているところです。</p>

	それらの聞き取りの段階で、申請者には否認される可能性も示唆することがあります。
委 員	企業の宣伝にあたるようなものであるとか、学校の子どもたちにチラシを配りたいからとのみを目的として記載するようなところは、承認されませんよとはっきり言ってしまってよいと思います。
	小中学校へのチラシ配布依頼の基準については、昨年度に見直しています。
教育総務課長	令和4年9月教育委員会にて、令和5年度からの小中学校へのチラシの配布依頼基準が定められています。
	小中学校へのチラシ配布依頼にあたっては、あま市教育委員会の後援を得ているか否かは考慮しないものとし、当該チラシ単体での判断となっています。また、チラシの配布依頼は、公的機関からの依頼、公的機関に準ずる機関、公的性格の強い機関又は公益性の高い機関からの依頼のみ小中学校へ送ることとなっています。
委 員	後援名義の使用許可申請書のなかでは、良いことばかり書いてあるのだが、実際にそのイベント等が、その後にどのように繋がっていくのかというのが、わかりにくい部分が多いと心配です。
	今回のこの団体は、正直に記載してくれているから分かります。
委 員	良心的であるといえます。
委 員	これは良い、これは悪いと分かりにくい世の中になっているので、それならばいっそ全て廃止したほうが良いのではないかということです。
委 員	令和4年6月以降、原則としてオンラインでのみ開催するものについては、許可しないこととしました。令和4年7月以降、株式会社等の民間企業からの申請については、許可しないこととし、申請時点でお伝えすることとしました。
	なぜ後援名義の使用許可申請をするのか、なぜあま市教育委員会に申請するのか、どんな個人や団体からの申請なのかは、重要です。審査の中でよく調べてもらう必要があるが、一般社団法人だから、N P

	○だから信用できる、當利につながらないというわけではないことに注意が必要であると考えます。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	①はたらくってなーに？おみせやさんごっこ 否認 以上としてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	①を否認とする。  チラシ等にあま市教育委員会後援と印字しないようにしてもらわなければなりません。
	本件に限らず、開催日時までに間がない申請の場合、許可見込みですでに印字して印刷しているようなことはないだろうか。  申請受付時に許可が出ない可能性も十分にあり、見込みで印刷してしまって、そのまま使用されるようなことがないよう申請時に注意を喚起する必要があると思われる。
教 育 長	議案第24号「あま市教育委員会傍聴人規則の一部改正について」
教育総務課長	趣旨は、傍聴人による撮影、録音等の禁止を定めるものです。
	内容は、
	1 撮影・録音等の禁止 映像及び画像の撮影、音声の録音等をしてはならない。
	2 中継・配信等の禁止 映像及び音声等の中継・配信等をしてはならない。
	3 例外規定 教育長の許可を得た場合は、この限りではない。
	4 許可を得て撮影、録音等をしている傍聴人へ会議途中に中止を求める場合  第5条傍聴人は、教育長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退

	場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。
	施行期日は、公示の日から施行する。
教 育 長	(以下概略を説明)
委 員	(質疑等を許可)
教育 総務 課 長	あま市規則上では、傍聴人は会議の途中からでも入室できるのですか。
委 員	会議途中の入室を禁じる規則はありません。
委 員	会議途中での入室を禁じた方がよいのではないですか。
委 員	愛知県教育委員会では、会議開始の5分前までに受付しないと入室できないこととしているが、入らせよ、入らせないともめた事例があったと聞く。今までは、自由に出入りできてしまうのではないか。
委 員	教育委員会の傍聴は、数年前は少しあったが、最近は全くない状況が続いている。そのために受付に人を割くのもどうかと思われる。
委 員	現行規則においても、第4条において傍聴人は、みだりに傍聴席を離れる行為をしてはならないとは規定しています。
委 員	それを根拠に、勝手に出入りするなというと揉めるのではないか。
委 員	規則でなくても、内規か何かで定めておけばよいともいえる。
教 育 総務 課 長	今後の課題としてもよい。
委 員	傍聴人があからさまに録音機器等をテーブル上に出して録音または撮影を始めた場合については、規則に基づいて禁止であると伝えることができるが、ポケット等に隠している場合は気づくことができず、隠し撮りは可能であると思われるが、その場合はどうするのか。
委 員	傍聴人は、氏名等を傍聴するにあたって提出していただいているので、仮にその録音データが外部に出て教育委員会が覚知するに至った場合、誰が隠し撮りしたのか分かると思われます。
委 員	隠し撮りされちゃったら仕方はないが、それが公になったときに相手を特定することができるということですか。
	身体検査まではしないので、隠し撮りされてもその時は分かりようがない。

委 員	隠し撮りされたデータが世に出た場合、規則違反であることを指摘し、訴えることはできる。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	承認としてよろしいか
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	承認とします。
学校教育課長	議案第26号「あま市立小中学校の休業日（県民の日学校ホリデー）について」
	趣旨は、愛知県が誕生150周年を記念し、令和5年（2023年）から11月27日を「あいち県民の日」とし、11月21日から27日までの1週間を「あいちウィーク」と定め、「あいちウィーク」期間中の平日1日を公立学校を休日とする「県民の日学校ホリデー」を創設したに基づき、あま市立小中学校の休業日を新たに定めるものです。
	内容は、令和5年（2023年）から、学校教育法施行令第29条及びあま市立学校管理規則第7条第7号に基づき、「あいちウィーク（11月21日～11月27日）」期間内の平日のうち1日をあま市立小中学校の休業日（「県民の日学校ホリデー」）とするものです。
	「県民の日学校ホリデー」は毎年度定めます。
	あま市における令和5年度の「県民の日学校ホリデー」は、令和5年11月24日とします。
	（以下概略を説明）
教 育 長	（質疑等を許可）
委 員	県内各市は、日にちを合わせて11月24日としているのか。
学校教育課主幹	愛知県は、逆にむしろ合わせずに、分散させよと指示を出している。
委 員	愛知県からの指示は、何かせよというものではなく、何もするなど

	いうものであるため、合わせる必要がないものと理解しています。
学校教育課主幹	海部地区においては、それぞれの市教委が決めて、その日程が偶然同じであったというものです。選択肢が多いわけではないため、個々に判断すれば、自然とその日になるとも言えます。
委 員	小中学校が休みとなるが、一般の大人は関係ないのか。
学校 教 育 課 長	一般の大人は関係ないと言えますが、愛知県からは有給等を利用して、子どもと同じ日に休みを取ってくださいという働きかけはしているとのことです。家族で一緒に過ごしてくださいと。
委 員	学校の先生はどうなるのか。
学校 教 育 課 長	学校の先生は、勤務日です。
教 育 長	教職員についても、その日に有給休暇を取得するように働きかけるとのことです。
委 員	子どもの学校が休みになって、同じ日に休みが取れる親であればよいのですが、すべての親が同じ日に年休等の休みをとれるとは限らないと思う。そのあたりへの配慮として、例えば児童クラブなどを開いて、受け入れ体制を整えたほうが良いのではないか。
学校 教 育 課 長	児童クラブへは既に開いてもらうように調整済みです。
委 員	子どもが家で一人だけで残されてしまう状況は避けることができるわけですね。
	不登校の児童生徒について、家庭の教育力の低下が原因のうちの一つであると考えられる。親が仕事に行かねばならず、子どもが家に残される状況がある。全ての子どもに両親がいて、学校にも行けるという状況にあるわけではない。
	そういう世帯は、必ずしも親が休みをとれるわけではない。この県民ホリデーがそういう世帯の負担にならないようにしてほしい。
委 員	すぐにはできないかもしれないし、民間の取り組みへの支援という形になるかもしれないが、子どもの居場所について検討、模索していくとよいと思います。
教 育 長	あま市では採用していないが、愛知県での取り組みとして、親の休

	みに合わせて児童生徒が学校を休むラーニングの日というもの もあります。
委 員	ラーニングの日というのは、もう始まっているのですか。
教 育 長	お知らせ等見た覚えがないです。
	まだ県が表明しただけで、市教委に降りてきていません。
	また、実施できるところから検討してくださいとなる予定です。
	他に質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	承認としてよろしいか
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	承認とします。
教 育 長	この度、県民の日学校ホリデーのあま市における採用をご承認いた だきましたので、来年度以降については、県民の日学校ホリデーを何月 何日にするのかというご報告という形になります。
教 育 長	日程5、その他報告事項
	(1) 「後援申請について(報告)」4件 (教育長専決報告4件)
学校 教育 課 長	①「こだわりん・おそとのフードマーケット実行委員会」(食育イベン トこだわりんおそとのフードマーケット)  事業の目的は、食育をテーマに、子どもたちが、食べものの背景に ある生産者の想いや生産現場のリアルな様子を知ることで、食に対する 学びを深めます。子どもたちが、食に対する広い視野と知見を得ることで、食への感謝の気持ちを育み、残さず食べる、好き嫌いなく食 べるといった日々の行動ベースにつなげることを目指します。
	事業内容は、「おそとのフードマーケット」は、①食べ物を作る人の こだわりや生き様を知る感動、②ていねいに作られたもののおいしさ を知る感動、③食を通して文化や歴史を知る感動を提供する食育マル シェです。運営スタッフは、取材可能な全ての作り手さんの生産現場

	<p>へ取材訪問し、子どもたちに生産現場の様子をはじめとした「食の背景を学ぶ」機会を届けます。子どもたちを中心とした来場者は、食育クイズラリー等の参加型ゲームや、食に関する場内放送、動画の上映、パネルディスプレイ等を通じて、食の背景にある作り手の想いやこだわりを楽しみながら学び、食べ物を大切にする心を育みます。子どもたちが、食べ物を大切に思い、残さず食べる、好き嫌いなく食べるといった日常的な行動ベースに繋げることで、フードロスやフードウェイストなどの社会的課題の解決につなげるものと考えます。</p> <p>後援名義の必要な理由及び使用目的は、「食育」をテーマとしたマーケットで、食の作り手のこだわりや食べ物を大切にする心を子供たちに伝えたいと思うからです。あま市に拠点がある食の作り手さんとともに、当イベントを通して、子どもたちに知って頂く機会を提供します。</p> <p>開催期間は、令和5年5月14日、9月10日、11月12日、令和6年3月10日の10時から15時です。</p> <p>開催場所は、C B Cハウジング蟹江（海部郡蟹江町北新田1丁目60）です。</p> <p>参加者は、あま市を含む海部地域の一般、学生で、約1,500人（うち大人650人）を予定しています。</p> <p>（以下概略を説明）</p> <p>②「子育て講座」（特定非営利活動法人ほっとネット・みわ）</p> <p>事業の目的は、不登校に陥る子どもの数は、ここ数年で増加傾向にあります。親自身の不安・不満にうまく対処できず、1人で悩むこと多くあります。カウンセラーをお招きしていろいろな立場からのお話しやどう関わればいいのかを学んで頂き、子育てや家族関係、人間関係の悩みなど、さまざまな問題解決につなげます。親の心の持ち方が変わる事で子どもが変わっていきます。親たちの気持ちがすこしでも楽になり不安・不満にうまく対処できるように、同じ悩みを持つ親同志の交流で【つながり】を作り、孤独感や自責の念を払拭すること</p>
生涯学習課長	

	<p>ができ、深い心の傷を癒せるように、親たちを応援していくために講座を開講します。</p> <p>事業内容は、元あま市スクールカウンセラーによる子育て講座一年4回実施です。</p> <p>後援名義の必要な理由及び使用目的は、あま市スクールカウンセラ一が日々、学校教育の場で子どもや保護者、教員のサポートを行っています。それを支える事業としてご理解いただき、学校現場と連携を取りながら一人でも多くの子どもたちや母親の悩みを解決したいと考えています。本事業を推薦していただくことで参加を啓蒙し、いじめや不登校など、さまざまな問題や心に悩みを抱える子どもや親を減らしていきたいと考えていることです。</p> <p>開催期間は、年間4回6／25（日）、9／9（土）、12／9（土）、3／10（日）です。</p> <p>開催場所は、あま市七宝産業会館です。</p> <p>参加者は、市内の一般、学生で各回約12名を予定しています。</p> <p>（以下概略を説明）</p> <p><b>生涯学習課長</b></p> <p>③「障がいのある方への“はたらく”情報発信フェア2023 in 海部東部」（あま市・大治町障がい者支援協議会）</p> <p>事業の目的は、海部東部圏域（あま市、大治町）において、障がいのある人に働く場の情報発信を行うことにより、雇用の促進・福祉事業や制度への理解を図る事を目的とし、については障害のある人の福祉の増進につながるためです。</p> <p>事業内容は、海部東部圏域の障害福祉サービス事業所（就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所及び生活介護事業所）のブース出展、事業所案内、就労・進路等個別相談です。</p> <p>後援名義の必要な理由及び使用目的は、障がいのある人に働く場などの情報発信を行うことにより、雇用の促進・福祉事業や制度への理解を図ることを目的とし、については障がいのある人の福祉の増進につながるためです。</p>
--	---

	<p>開催期間は、令和5年6月3日（1日間）です。</p> <p>開催場所は、あま市甚目寺公民館です。</p> <p>参加者は、海部東部圏域（あま市、大治町）の障がいのある人及びその保護者、各小中学校特別支援学級児童・生徒、佐織特別支援学校及びその他関係機関等の200人を予定しています。</p>
	<p>（以下概略を説明）</p> <p>④「子育てママ応援トーク＆コンサート」（特定非営利活動法人ほっとネット・みわ）</p> <p>事業の目的は、核家族化や共働き、ワンオペ育児などにより、育児不安や産後うつ、育児ストレスを抱える子育てママが増えています。コロナ禍により、ますます孤独な子育てを強いられる母親も多く、虐待の危険性が増しています。不登校やひきこもりなども含めて、子どもの問題は、まず親の心のケアが最優先だと考えています。母親がいつも笑顔でいるだけで、子どもは安心して健やかに育ちます。そこで、子育てに悩み、ストレスを抱えているママたちを応援するためのイベントを開催します。</p> <p>事業内容は、子育て支援を目的としたコンサート。今後の子育てのきっかけになる希望のコンサートです。</p> <p>後援名義の必要な理由及び使用目的は、不登校やひきこもりなども含めて、子どもの問題に悩む親を笑顔にするために推薦していただき、参加を促すためです。</p> <p>開催期間は、令和5年6月18日（1日間）です。</p> <p>開催場所は、あま市文化の杜美和文化会館多目的ホールです。</p> <p>参加者は、愛知県内一般、学生、その他（0歳～幼児）の約150人を予定しています。</p> <p>（以下概略を説明）</p> <p>（質疑等を許可）</p> <p>②子育て講座についてです。あま市の小中学校では、不登校の児童生徒が増えてきています。事業の趣旨として、いじめや不登校など、</p>
生涯学習課長	
教 育 長	
委 員	

	さまざまな問題や心に悩みを抱える子どもや親を減らしていきたい とあります。毎月報告をしてもらっている不登校、生徒指導において も、家庭に原因がある不登校児童生徒はたくさんいるので、本来は、 市としてこのような事業に取り組んでいく必要があるのではないか と考えます。国のほうでも不登校の児童生徒について、いろいろ議論 がなされているところですが、不登校になった児童生徒をどうするの かということばかり議論されていて、不登校にならないようにどうす るのかということについては、あまり聞こえてこない気がします。
委 員	不登校にならないようにするための一つとして、親と子の関係、家 庭教育についてしっかりと支援していく必要があるのではないかと思 います。学校教育だけでは限界があるのは事実であると考えます。そ こで、家庭教育は大きな役割を果たすのではないかと考えます。
委 員	不登校となつた後についても、学校教育では家庭に入れない。休ま れてしまつては、学校に来てくれなければ、どうしようもない。 不登校を減らしていくためには、学校教育の問題であるというより は、社会のあり方であるとか、全体の問題であると個人的には考えま す。
委 員	私も同意見です。不登校は、あま市として非常に大きな問題です。 こういう外部の団体と市が一体となって、一緒に対応していく必要 があると考えます。市と一体となって実施することで、会場費を免除 したりなど、費用面でのサポートも可能となると考えます。そうする ことで、本事業は参加料500円を徴収しているところですが、その 費用を0円にすることもできるかもしれない。参加料がなくなれば、 より広い範囲の市民に事業を届けることができるかもしれない。
委 員	後援名義の使用許可については、辞めてみてはと先ほど申し上げた ところですが、良いこと、必要なことについては、後援名義にとどま らず、むしろ積極的に関与して一緒になって実施することも検討して よいのではないかと考えます。
教 育 長	不登校について、家庭に起因する部分については、引き続き家庭教

	育の推進を進めなければと考えています。また、学校教育についても学校に行きたくなるような魅力ある学校づくりについて進めなければと考えます。
委 員	またこの後で、不登校や生徒指導の報告があると思いますが、多いな多いなどというだけではだめで、どのように対策するかを考えいかなくてはならないと思います。
委 員	こういう会が催されると、参加されるのは興味のある方で、子育てに熱心な方であると思われる。しかし、実際に問題の起きている家庭については、えてして興味を持ってもらえないように思います。
委 員	来てほしい方に来ていただけない状況がある。
委 員	核家族が多い中、様々な問題を親だけが抱えてしまって、どうしていいのか分からぬ状況に陥っている保護者の方も多いように思えます。学校に負担をかけるのは本意ではないですが、学校行事の一つとして、このような講座を設けて、親同士が話し合える場があるとよいかと思います。そのような親同士のつながりが、地域のつながりとなつて、安心できる家庭環境を作ることに繋がるのではないかと思います。
委 員	学校が直接行うことも考えられるし、親同士と教員で構成するPTAで行うことも考えられる。もちろんPTAは自主的なものであることから、行いたいと考える保護者の方々の自発的なものから始まることになる。
委 員	学校が行うこととした場合、ちょっと構えてしまう保護者もいるのではないかと考える。こうした意味で、外部でこのような講座が行われる意味はあると思われる。外部で行われるこのような講座を知っていただいて、利用していただくこともよいと思う。
教 育 長	生涯学習課、学校、子ども福祉課とも連携して、考えていくべきだと思います。
委 員	全体についてです。報告事項のものについては、過去の許可実績をもとに教育長専決とされているところですが、制度の趣旨を踏まえて

	審議の際の注意事項についても考慮しつつ、事務を進めていただければと思います。
教 育 長	十分注意して事務を進めます。
教 育 部 長	一点、補足説明をさせていただきます。あま市には、ひきこもりの親の会であるらんぷるうむというものがありまして、教育委員会では、これを支援しています。昨年度、その親の会の代表の方に子ども若者支援の窓口に来ていただいて、相談支援につながるようご案内をしたところです。窓口は、本年度からは福祉部に移っています。
学校 教育 課 長	その他には、教育相談センターに子どもの自立を支える親の会があります。
委 員 員	多面的な形で、児童生徒をサポートしていく仕組みができるとよいと思います。
教 育 長	親の会については、学校へは周知されているのですね。
教 育 部 長	学校と、教育相談センターに周知させていただいている。
委 員 員	学校で開催する場合、スケジュールや教員に余力はあるのか。
教 育 長	一つ増やすのであれば、一つ減らさないと開催できないと思われます。だからこそ働き方改革でもあります。
学校 教育 課 主幹	今後、福祉部門をはじめとして横の連携をしっかりと取っていきたいと考えています。学校は学校でやれる範囲があり、福祉は福祉でやれる範囲があり、民間は民間でやれる範囲があるので、それらが有効に連携できるようにしていけたらと考えます。
教 育 長	他に質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(2)「令和5年度食物アレルギー対応に伴う給食費の減額について(報告)」
学校 教育 課 長	令和5年度における食物アレルギー対応の主食・牛乳等の減額単価は、次のとおりです。
	小学校 ご飯57円、パン62円、麺61円、牛乳61円
	中学校 ご飯68円、パン72円、麺71円、牛乳61円

	あま市内全小中学校へお知らせします。
教 育 長	(以下概略を説明)
委 員	(質疑等を許可)
学校 教育 課 長	小学校と中学校の金額の差は大きさや量の違いということですか。
	そのとおりです。小学校用と中学校用とは異なります。
	なお、徴収する給食費はこの4月から1食あたり30円値上げして
	おります。
教 育 長	他に質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(3) 「給食センター運営委員の名簿について(報告)」
学校 教育 課 長	令和5年度あま市立学校給食センター運営委員会委員名簿(令和5年4月1日現在)のとおり
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(4) 「給食センター物資選定委員会委員の名簿について(報告)」
学校 教育 課 長	令和5年度あま市学校給食センター物資選定委員会委員名簿(令和5年4月1日現在)のとおり
	なお、小中学校長代表2名、小中学校給食主任3名、栄養教諭代表、
	子育て支援課代表、保育園代表は毎月変わります。小中学校長代表及び小中学校給食主任については、令和5年度あま市学校給食センター物資選定委員会委員割振り表(学校関係)のとおりです。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(5) 「あま市文化の杜指定管理者業務について(報告)」
生涯 学習 課 長	1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
	あま市文化の杜
	構成施設: 美和文化会館、美和図書館、美和ふれあいの森

	2. 指定管理者となる団体の名称
	ホーメックス株式会社
	3. 指定の期間
	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	指定管理者が変わったということですか。
生涯学習課長	指定管理者は、令和5年4月1日から変わりました。
委 員	指定管理者が変わって、支障は出でていませんか。
生涯学習課長	新しい指定管理者に変わって、未だ半月しか経過していないため、評価は難しいところですが、今のところ支障は出でていません。
	館長ほか、従事者の多くは、従前の方々の雇い替えとなっているため、支障が出にくい体制であると予想しています。
委 員	選定の際に提案をしていただいた内容は、そのとおり実施していましたが、なかなかではならないため、その点は注視する必要があります。
委 員	先日、図書館には行ったのですが、変わっていました。
教 育 長	他に質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(6) 「あま市スポーツ推進計画について（報告）」
ス ポ ーツ 課 長	あま市スポーツ推進計画及びあま市スポーツ推進計画（概要版）の冊子が完成しましたのでお配りし、ご報告します。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	学校の部活動についてはどうか。
ス ポ ーツ 課 長	学校の部活動について、計画の中で触れさせていただいています。しかし、内容についてはこれから決めていく事柄ですので、また改めてという形となっています。また、スポーツ課だけで取り組む内容ではないため、スポーツ関係団体、関係各課と連携・協議していくべきと考えています。

教 育 長	他に質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(7) 「令和5年3月議会（一般質問）について（報告）」
教 育 部 長	令和5年3月議会の一般質問では、教育関係について2人の市議から合計2件の質問を受けました。その概要を報告します。詳細については、ウェブサイトでもご確認いただけます。
	I 足立詔子議員から質問を受けました。
	1 高齢者等へのスマートフォン教室の拡充について
	(1) 高齢者等へのスマートフォン教室の実施について
	①高齢者のスマートフォン教室に、電子申請等の申請方法などを加えては。以上質問に対し、「生涯学習課では、「あま市シルバーカレッジ」や「生涯学習講座」の中で、スマートフォンの基本的な操作を体験・学習する講座を実施しております。内容としましては、スマートフォンの電源の入れ方・切り方やタップ・スワイプ・拡大縮小などのタッチパネルの操作、Wi-Fiの設定、また、電話や文字入力・メッセージ等のアプリケーションの使い方となっております。令和4年度に実施したものとしまして、シルバーカレッジでは「ゼロから楽しく学ぼう！スマートフォン講座」と題した授業を1回。生涯学習講座においては、「初めてのスマートフォン使い方講座」を2回、そして「新しい生活様式」タブレット活用講座を1回、合計4講座となります。他の講座内容とのバランスを考慮しながら、今後はこうした講座の中で、電子申請等の申請方法を教材の一つとして活用することを考えております。」と答弁しました。
	II 野中幸夫議員から質問を受けました。
	2 学校の部活動について
	(1) 学校から地域に移行することについて
	①国は2023年から段階的に移行する方針が出されているが市教育委員会の計画はどのようなものか。
	②子ども、教職員、保護者の意見を聞いて進めていくのか。

	<p>③教職員の負担軽減を進めるためにどのように考えているのか。</p> <p>以上の質問に対し、「中学校での部活動の地域意向が進められる背景には、主に少子化と教員の働き方改革（負担軽減）の二つがあります。このような背景から令和4年12月に、スポーツ庁と文化庁が「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を公表し、令和5年度から3年間としていた公立中学校部活動の地域以降の目標達成時期を見直し「可能な限り早期の実現を目指す」とあらためられました。本市におきましては、具体的な移行時期は定めておりませんが、国のガイドラインや県の動向も注視しながら、来年度から関係者の意見を聞くなどして、地域移行の方向を定め、実現に向けて進めてまいりたいと考えております。部活動の地域移行を進めていくにあたり、生徒・教職員・保護者の意見を聞くことは必要なことでありますので、まずは来年度に課題検討委員会を立ち上げ、生徒・教職員・保護者などを対象にアンケートを実施し、ニーズを把握することや課題の整理などから順次進めて行きたいと考えております。部活動の指導を、地域の人材が担うことで、教員の負担軽減につながると考えておりますが、部活動の地域移行を進める上で、様々な課題が想定されます。まずは、人材の確保となります。種目によっては指導できる適切な人材が地域に見つからず、協議内容や居住地によっては、地域クラブ活動への参加機会の格差が生じることも懸念されます。その他にも、既存の全国大会等の参加基準や運営方法など大会の在り方、学習指導要領など関連諸制度の在り方など課題も多く、主体である生徒たちが、大会に参加できないなど不利益を被らないよう注意することが必要であると考えます。教員の働き方改革、負担軽減に向けて、部活動の地域移行は進めていくべきと考えますが、人材確保などの課題もありますので、先にも述べましたように関係部署と連携するとともに、国や県の動向も注視しながら、できるだけ早期の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。」と答弁しました。</p>
--	---



この教育委員会定例会会議録の大要は、事実と相違ないことを証するために  
ここに署名する

令和5年5月16日

教育長 伊藤克仁

教育長 教職務代理者 溝口正己

委員 塚江敏二郎

委員 小笠原英司

委員 鎌野奈津子

委員 吉川恵子

事務局 鎌倉卓志